

栃木市市民会議 第15回全体会 会議要旨

日 時：平成29年2月8日（水） 午後7時から午後8時30分

会 場：市役所 正庁

出席者数：36名 事務局：10名

1 開会

2 あいさつ（三橋会長）

3 議事

（1）政策的事業への意見照会に対する回答について 前回会議の資料3

会 長： （1）政策的事業への意見照会に対する回答について事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 政策的事業への意見照会に対する回答については、前回の全体会において、13事業のうち1のエネルギー使用量管理業務委託費から5の水質調査事業費まで説明いたしました。6の地域防災計画・水防計画策定事業費から13の個別指導通級教室指導員配置事業費まで、担当課より説明いたします。危機管理課からお願いいたします。

危機管理課： 3101防災・危機管理の強化「地域防災計画・水防計画策定事業費」について評価表の成果指標では自主防災組織の組織数を44団体にするとなっているが、9月13日の下野新聞の記事では、栃木市の組織数は339、組織率は世帯カバー率で52%と報じられている。取扱い部署や考え方等が変わっているかと思うのですが、総合計画で目標としている組織の単位は何なのか。また、同時に報道されている組織はどういうものなのか、ご質問いただきました。9月13日の下野新聞に掲載された、栃木市の自主防災組織数339については総務省消防庁からの「消防防災・震災現況調査」で報告した数字です。この組織数については、防災に関する活動をしている自治会や女性防火クラブ等を自主防災組織としてカウントしてきた経過があり、合併前から引き継いでいる数字を合算した数字です。すべて防災組織として成り立っている数ではございません。今後はこの数字を再度精査して県、国へ報告していきます。総合計画で目標としている組織数は、自主防災組織として活動している自治会等の数を指標にしています。平成28年10月末時点で

は、自主防災組織が設置されている団体は47団体で、目標値を上回っていますが、今後より多くの設立を目指していきます。自治会という単位は地域とのつながりを大切にしたい組織ですので、基本的には全自治会に設置されるよう自治会長等をお願いをしているところです。最終的にはすべての自治会で自主防災組織の設立につなげていきたいと危機管理課では考えております。

予防課： 「住宅用防災機器普及啓発事業費」について設置率などの計画はあったのか？という質問に対しては、栃木市火災予防条例により、全住宅に住宅用防災機器の設置が義務付けられていることから、設置率は100%にならなければいけないと考えています。達成度100%は予算の執行率か？の質問に対しては、目標とした設置率に対しての達成度ということで予算の執行率ではありません。

都賀市民生活課： 「防犯事業費（都賀）」について同じ防犯事業費でありながら、総合支所によって内容が異なるのはなぜですか？とご質問がありました。この防犯活動については合併前から行っていた事業です。市内統一した防犯活動の事業もあれば、地域独自の事業もあると思います。例えば、参集の人数とか規模等の違いや、警察や団体など関係機関との関わり方が多少変わっています。なお、平成28年度からは本庁へ事業を集約し、栃木市として統一した防犯事業を行っています。

西方市民生活課： 同じく防犯・交通安全対策の充実ということで、同じ防犯事業費でありながら総合支所によって内容が異なるのはなぜか？とのご質問ですが、各地域の防犯事業については平成28年度から本庁へ事業を集約し統一した防犯事業を行っています。

学校教育課： 「児童生徒防犯ブザー配布事業費」について。「こども110番の家」の選定はどうなっているのか？以前に選定されたまま単に引き継がれているというようなことはないか？とご質問いただきました。「こども110番の家」については、合併市町ごとに「こども110番の家」の選定方法や設置状況の確認の仕方が異なっていました。平成26年度に新たにご協力いただける店舗や一般世帯に市内統一の「こども110番の家」のプレートを配布しました。また、各小学校で通学路の安全点検等を実施しながら、設置戸数等を改めて把握しました。平成26年4月の段階で、5548戸の家庭や施設、店舗等が「こども110番の家」のプレートを設置しています。以前に選定されたまま単に引き継がれているのではないかとのご質問ですが、新規に要望がある場合には各学校を通してこのプレートを配布しておりますし、また家庭や店舗から申し出があった場合は、プレートを取り外し名簿から削除するように各学校で対応しています。

「外国人児童生徒指導事業費」について、外国人児童生徒の中には、英語のほか、アジア諸国のことば、南米などのスペイン語の者もいると思われるが、子どもは対応が早いので現状でよいと思われるという評価をいただきました。外国人児童生徒数については年々増加傾向がみられ、今後も日本語指導担当教員、市費による日本語指導員対象の研修を充実させ、指導力の向上を図り国際交流協会と連携しながら個々に応じた対応に努めます。

「個別指導通級教室指導員配置事業」について、確かな学力の育成がしっかりできれば、急増している予備校の必要がなくなる。文教栃木市の成果を期待したいとのご意見でした。本事業は、通常学級に在籍して、障がいを持つなど特別な教育的支援を必要としている児童・生徒に対して、別の教室で一人一人の実態に応じた個別の指導の場を設け、より効果的な指導を行う事業です。個別指導の結果、支援を要する児童生徒は落ち着いて学校生活を送るようになったり、学習意欲の向上や情緒の安定が図られたりしております。ご意見の文教都市としての学力向上につきましては、現在取り組んでおります幼保小の連携、小中一貫教育、中高大の連携・交流を推進し、確かな学力の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

教育総務課： 「小規模特認校実施事業費」について、パンフレットの印刷代や安全な児童の登下校を支援するための必要な補助活動費が望まれる。そのほか必要な講師の招聘費。(年数回程度)とのご意見でした。

まず、パンフレットについては市の予算で各校2000部印刷して周知をしています。具体的には就学前の子どもたちを対象に市内の幼稚園や保育園等と、社会教育施設等、公民館等に置いたり、人が集まる場所を各学校で考えて配布しています。

安全な児童の登下校については、栃木市内ほとんどの小学校で行われている登下校の安全見守りボランティア活動が充実していることから、学区内からの登校については安全に配慮されていると考えています。なお、小規模特認校制度を利用した場合は学区外からの登校となるため原則保護者による送迎を行っていただいています。この点については保護者に制度を利用する際十分説明を行ってしています。保護者による送迎については現在のところ保障制度はありません。

必要な講師の招聘について、平成28年度から国の補助事業を活用し、それぞれの学校の要望に応じ、魅力ある授業づくりの中で特別講師の招聘を行っています。今年度の例では、全国的に著名な作家で詩人でもありますドリアン助川氏に子どもの文学指導等をしていただきました。今後も国の事業との連携し、各学校と相談しながら魅力ある特色のある学校づくりを進めていきたいと考えております。

会 長： 委員の皆様からご質問・ご意見ありましたらお願いします。

委員： 学校評議員制度が今度違う制度に変わると聞きましたが、説明していただければと思います。

事務局： 今まで市内44の小中学校において、学校評議員制度がありました。これは、学校側が評議員さんを招集し、学校に対する様々な意見を出していただき、その意見を参考に学校の教育活動を行っていました。平成29年度からはその仕組みをさらに前に進め、学校運営協議会制度を全44校に導入します。市町単位で全ての学校に導入するのは栃木県では初めての試みになります。先ほど学校評議員が学校に対して意見するとなっていました。学校運営協議会制度では、地域住民の代表の方、保護者代表の方、ボランティア関係で活躍されてます地域コーディネーターという立場の方、また校長も委員の一員となって共に学校を作っていくというスタンスになります。今までの評議員は単に意見者でしたが、学校運営協議会では学校運営に直接的に関わる当事者となってきます。これからは、地域とともにある学校づくりを学校・家庭・地域が連携して進めていくようになっていくと思います。

会長： 文教都市栃木市の面目躍如という気がします。うまく運営が進めばいいと思います。

委員： 先ほど「こども110番プレート」を5545枚26年度に調査をして配布しているということですが、問題は子供たちがプレートのある家の人を知らなければ、何かあった時に飛び込んでいけないことです。どういう人がいるのか、お店なら開いているから分かると思います。そこで、朝登校の時に「おはよう。元気に行ってくださいね。」「おはよう。気を付けて行きな」と言葉掛けを、プレートを貼った方たちがしてくれたら子供たちは、ここのおばちゃんだ、おじちゃんだって分かって、何かの時に飛び込んでいけるのではないかと思います。そういうソフトの面も検討いただきたいと思います。これは意見要望です。

委員： 私は小規模特認校、大宮南小管内の推進員をやっているんですが、ドリアン助川さんに来ていただいて児童たちに評判がいいです。29年度も例えば同じ講師さんを複数回来ていただくというのが子供たちには継続性があって良いと感じています。可能になるようお願いしたいと思います。要望です。

委員： 火災報知器の適正配置について、お聞きしたいんですけど、火災報知器には熱感知器とか煙感知器とかあります。それらは10年間で電池が切れますが、その場合の指導は予防課ではやってますか？また、垂れ壁が50センチあるとそれが一つの区画として認知されて煙感知器の機能は果たせない。

10年間で電池が切れるときには、10年経過する前に試験をしてくださいという指導は予防課ではやっているのですか？

予防課： 感知器は設置してから10年程度経つと電池切れの問題が出てきます。設置場所についても先ほど意見出されたような問題もありますが、設置されている方の割合が少ないため、まずは設置していただくことを進めています。この制度が始まりまして10年程度経ち、電池切れの問題が出てきますので広報と設置の推進を併せてやっていきたいと思っています。

会 長： 電池が切れたことは分からないと思いますが、お知らせする機能などはあるのですか。

予防課： 警報音などで電池切れを知らせるようになっていきます。

委 員： 電池が切れた時には補助金が出ないのですか。

予防課： 現時点で補助の制度はないのですが、一人暮らしの方の高齢者の方に対して、高齢福祉課で助成制度というのがあります。電池切れとか一般の方に対しての助成制度は今のところありません。

会 長： これで議事の（1）は終了してよろしいですか。3議事の（2）その他、栃木市自治基本条例の見直しに関する提言に対する市の対応について事務局より説明をお願いいたします。

（2）その他

- ・ 栃木市自治基本条例の見直しに関する提言に対する市の対応について

資料1-1、2

事務局： 「栃木市自治基本条例の見直しに関する提言」については、昨年12月26日に三橋会長、関谷副会長から市長へお渡しいただきました。市といたしましては、提言に対する対応を、「栃木市自治基本条例の見直しに関する提言に対する市の対応」として取りまとめましたので、報告いたします。市の対応につきましては、今後、市のホームページに掲載していきたいと考えています。

栃木市自治基本条例の見直しに関する提言の改善に関する事項について、成年年齢が20歳から18歳に引下げられる民法の改正が見込まれるため、改正後の民法の施行期日に合わせて自治基本条例の規定を見直すことを提言いただきました。市の対応としては、成年年齢の引下げは、民法だけではなく少年法の適用年齢や飲酒・喫煙の解禁年齢などにも影響を与えることから、

現在、国において多くの議論がなされています。成年年齢が引き下げられた場合、18歳、19歳の青少年のまちづくりへの関わり方が変わってくるということが予想されることから、こうした国における議論の動向を注視しつつ、市民会議の意見を踏まえながら、適時適切に本条例第12条の改正を図ります。

2ページからは施行状況に関しての提言への対応です。

条例の周知に関して、市の職員、指定管理者の職員に対しても研修等の取組を進めていただきたいという提言がありました。市の対応としては、次のとおりです。自治基本条例は、日々の業務の規範となるため、平成28年度から、新採用職員向けの研修を実施してきたところです。今後、「市民自治の実現」に向けて、職員の研修等をさらに充実させていきます。また、指定管理者の職員に対しては、パンフレットの配布を行うとともに、施設の実情に合わせた説明会等の実施を検討し、条例の周知を図っていきます。平成28年度中に実施するものとしては、新規採用職員に対する研修、非常勤職員に対するパンフレット配布を行うほか、新たにパンフレットを作成したいと考えています。平成29年度に実施する事項としては、新規採用職員に対する研修、臨時職員・非常勤職員に対しパンフレット配布等で引き続き周知を図ります。指定管理者が管理する施設あてにパンフレットを配布いたします。また、新たに市民となられた方は自治基本条例という名前を初めて聞く方も多いため、転入の手続に来庁した方に対してパンフレットを窓口で配布していきたいと考えています。

3ページからは危機管理に関する提言ですが、自然災害に対する対応の前段とそれ以外の対応の後段に分けて対応を記載しています。前段の、平成27年9月の豪雨災害の経験を踏まえた対策を講じていただきたいという提言に対し市の対応としては次の通りです。現在、昨年度の豪雨災害の検証結果を踏まえ、大規模災害にも対応できるよう、「栃木市地域防災計画」の改訂作業を進めています。この計画におきましては、自助、互助・共助、公助を基本とした3つの防災ビジョンを定め、市、防災関係機関、市民等が一体となって、以下のビジョン別の主な取組により、ソフト・ハードの両面から災害に強いまちづくりを進めることとしております。3つの防災ビジョンとは、1 災害に強い人と地域づくり、2 災害に強い都市づくり、3 災害に強い体制づくりです。このビジョンごとに取組を進めていきます。

ビジョンの1 災害に強い人と地域づくりでは、市民、事業所等の防災意識の向上を図るということで、昨年の豪雨災害の被害状況を反映したハザードマップの作成、配布や、防災に関する講習会や出前講座を実施してまいります。市民、行政、関係機関の連携による地域ぐるみの自主防災体制づくりとしては引き続き自主防災組織の設立の促進を図り、総合防災訓練及び地域防災訓練の実施、栃木市支え合い活動を新たに推進してまいります。

ビジョンの2 災害に強い都市づくりとして、被害を発生させない、拡大させない都市空間の整備では、防災調整池の整備を行います。建築物の耐震対

策、防災拠点の整備強化では、耐震診断、耐震改修の促進を図り、また、新たな緊急避難場所を整備していきます。

ビジョンの3災害に強い体制づくりとして、災害発生時の初動体制の確立のため、災害時の職員初動マニュアルを見直すことで、職員の活動体制の強化を図ります。災害に関する情報の収集・伝達体制の強化では、同報系防災行政無線の整備を推進していきます。また、防災ラジオの普及を図ってまいります。災害時応援協定の締結では平成28年度介護サービス事業所の応援、協力に関する協定、障がい児・障がい者福祉施設の応援、協力に関する基本協定、歯科医療救護、医療救護に関する協定を結んでいます。今後の締結予定としては広域避難に関する協定ですとか、災害関連物資の調達、運搬に関する協定、医療、救護に関する協定を行います。関連して資料の1-2に地域防災計画の改定に関するパブリックコメントの実施と防災ラジオの追加販売、柔道整復師会との災害時の協定の記事を載せています。

5ページは、危機管理の提言の後段です。自然災害以外の災害時に、自然災害以外の対策、特に情報セキュリティ対策など、危機管理体制の強化をしていただきたいという提言をいただきました。市の対応としましては、次の通りです。近年、発生する様々な危機の内容は多岐に及び予測困難な事態が生じる恐れがあります。こうした危機を、災害対策基本法で規定する災害、武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等、その他の重大な事件・事故に分類した上で、その他の重大な事件・事故に関する危機を未然に防ぎ、又は被害等を最小限に留めるため、全庁的な対応を迅速かつ円滑に行なえるよう、危機管理の基本的な事項を定める栃木市危機管理計画を、今年度末を目途に策定できるよう作業を進めているところです。

栃木市危機管理計画策定後は、想定し得る個別の危機事象について、各担当課における危機管理個別マニュアルを整備して対応に当たりたいと考えております。

また、情報セキュリティ対策の必要性につきましては、本市でも強く認識しており、従来から様々な具体策を重ねてまいりました。平成28年度に実施する事項としまして、住民情報や税情報といった重要な情報を扱うシステムを、第三者に利用されないよう、パスワード認証に加え生体による認証システムを導入していきます。また重要な情報を扱うシステムからの無断情報持ち出しを防ぐために、外部記憶装置の接続をできなくなるようにします。万一の情報漏えい事故発生時に素早く対応するため、操作記録を取得いたします。平成29年度に実施する事項として、職員が通常使用するネットワークからの情報漏えいを防ぐため、インターネットを分離し、新たにインターネット専用のネットワークを構築します。新たなインターネット専用ネットワークについては、高度なセキュリティ機能を持つ回線を利用して、インターネットの安全度を高めます。システムのあり方が大きく変わることから、

職員が取るべき対応策を具体的に明記した市情報セキュリティポリシーを改定して、職員への周知を徹底していきます。

会 長： 昨年末に提出いたしました「自治基本条例の見直しに関する提言」に対する市の対応について早速回答いただきました。この対応の内容について何かお気づきの点がありましたらご発言いただきたいと思います。

委 員： 危機管理で防災ラジオの販売が今回800台ということですが、75歳以上は2500円で買えると市の広報に載っています。75歳以上というのは弱者だからだと思いますが、他にも弱者がいるのではないかと思います。その辺の対応はどうでしょうか。

また、この前の防災計画・水防計画のパブリックコメントを見させていただきましたが、危機管理課と対応する部署との連携を十分やっていないと活用できないのではないかと思いますので、全職員で連携を密にして、防災計画をやっていただきたいと思います、意見としてお願いをしておきたいと思います。

会 長： 2点目は意見ということによろしいですかね。1点目、今回回答いただけるようでしたらお願いします。

事務局： 75歳以上の方以外の方が防災ラジオを安く購入できるのかについては申し訳ないのですが分からないので、その旨を危機管理課に、伝えておきます。

委 員： 一昨年9月の豪雨災害で、市内でもかなり水が出て、その際防災関係の方にお聞きしましたが、今もし、同じだけの雨が降ったとすると同じ状況になってしまうと聞きました。防災調整池はいつ頃を目途に一昨年程度の雨に対しても守れるような調整池なり防災を考えておられるのか。もし計画があれば教えていただきたいと思います。

事務局： 防災調整池について担当課に聞きましたが、巴波川に関しては県が事業を進めており、現在、用地買収を行って2つできています。現在3つ目に着手していますが、用地交渉という段階ですので、具体的にそれがいつ整備されるかについては現段階では分かりません。市としては、片柳4丁目地内の市営住宅の辺りに調整池を作る計画で下水道課では事業を進めていきます。すぐに整備されるというものではなく、時間はある程度かかってしまうと聞いています。

委 員： 調整池を増やすことだけで解消できるものなのではないでしょうか？

事務局： すべて調整池に水を集めることで越水が防げるかという現実的にそうで

はなく、水は高い所から低いほうに流していかないと流れません。上流だけ単純に川底を掘ればいいということでもなく、調整池もすぐに出来上がるというものでもありません。同じような豪雨に対して対策ができ上がるわけでもないため、時間をかけて整備するものについては整備していきます。

会 長： 平成27年の関東・東北豪雨のような10年に1度というのであれば10年後ですと調整池も増えているかもしれません。温暖化が進むとそうでもないということもあるので、できるだけ速やかにということですね。ですから、災害に強い都市づくりという二つ目のビジョンだけでは危ういところがあるので、災害に強い人づくりや地域づくりを、自主防災組織等などのように、ソフト面でも同時に対応していかざるを得ないと思います。

委 員： 千塚町の上川原地区に企業を誘致し大型の調整池を造りました。これだけ大きい調整池は相当効果があるのではないかと思います。

委 員： 情報セキュリティについて、メールに対してはどのように対応しているかお聞きしたい。前回議員の定数の意見をメールで送付してもいいということで、メールにファイルを添付して送りました。当然メールは返信がなければ届いたかどうか全然分からないわけです。要望も紙で出すよりもメールなりネットを通してやるが多くなると思います。それに対してどのような対策をしてるか。もし見たのであれば返信するかどうかということですね。

事務局： 現在職員が使っているパソコンについては、インターネットと接続されメールのやり取りやホームページを見られるようになっていきます。外部に対して脆弱でありますので、まず職員が毎日使うパソコンについてはインターネットとは接続できないようにします。市民の皆さんとのメールのやり取りはどうなるのかというと、インターネット専用パソコンを各課に配布し通常の事務の情報はその間にしないようにします。市民の皆さんとやり取りする時、あるいは仕事上の調べものをする時には、そのパソコンです。さらに、またメールとかのやり取りも当然します。そのインターネット専用のパソコンにつきましても先ほどの中にも含まれているんですが、来年度以降は県にセキュリティを強化したシステムにつないでインターネットとつなげる予定です。

もう一点、メールが着いたかどうかという確認については、メールを送った時に到着が確認できるような機能を使うと、受け取った側が開けますと「開封されました」という情報が届くようになっておりますので活用いただければありがたいと思います。

委 員： 開封通知のあれを付けるんですか？

会 長： メールを送った後、その相手先が開封しましたというメールが返信されるシステムになっているという説明でした。

委 員： それがないっていうことは、見てないっていいことですか。

会 長： そういう可能性はあります。

事務局： それぞれがお持ちのパソコンについてお持ちして、送る時にそれを設定していただくと我々が受け取った時に開封確認のメッセージを送ると開封しましたと連絡が行くようになってます。

委 員： メールの開封請求を送る時に付けろということですか。

事務局： 後はマナーといたしましては、受け取りましたというご連絡をするかどうかということになりまして、システムで自動的に相手の方に開けたかどうかというのは今のところありませんので、そういうご対応をさせていただければと思います。あるいは職員側で拝見しましたという通知を送らせていただくかどちらかの方法になるかと思います。

委 員： 一般の市民はアドレスが市に知られていない。そこから来たのは迷惑メールと見なしてしまうということですか。

事務局： 前回の意見照会のようにメールで送ってくださいと連絡した時にはタイトルで分かりますから、迷惑メールとみなしません。危ないメールについてはドメインを見ると大体危ないメールかどうか分かりますので、それで判断をさせていただきます。

委 員： 防災ラジオですが、災害時に電源を切っていても、電池が入っていれば自動的に受信できるということですが、一般的なラジオだと受信できないのですか。

事務局： FMくららで緊急放送を流してお持ちして、一般のラジオでも放送を聞けますが、緊急放送が流れた時に自動的に鳴り出すのが、防災ラジオでないとできません。なるべく皆さんに防災ラジオをお持ちいただくと市としてはありがたいと思います。

会 長： 議題の（２）については、これで終了させていただきます。

一言申し上げますと、今年度は自治基本条例の見直しがありました、総合

計画部会でも行政運営に対する評価等、委員の皆様には骨折りいただきましたが、平成28年度の市民会議については今日が最後になります。委員の中には団体の枠で出席されている方もおられますが、その団体のご都合により4月以降この市民会議に出られる方が交代するということも考えられますので、今日がこのメンバーでの最後の委員会ということになるかと思えます。一年間お疲れ様でした。

進行を事務局にお返しします。

4 その他

・組織横断の3つのプロジェクトの進捗管理について～補足資料～ 資料2

事務局： 4その他として、前回の全体会でご意見がありました組織横断の3つのプロジェクトについて説明をさせていただきます。

1 ページに平成26年度と27年度の組織横断のいのち・ちから・たからのプロジェクトを基本方針ごとの事業数と達成度を示しております。太枠内を例に説明しますと、いのちプロジェクトの平成27年度の基本方針2については、事業数は2で達成度は57%となっています。2 ページでは市の総合計画の改定版の124ページと125ページの部分を抜粋しました。いのちプロジェクトの基本方針2の「心地よく暮らせるまちづくり」は建築指導事業、斎場再整備事業、都賀聖地公園整備事業の3事業が記載されています。このうち都賀聖地公園整備事業は既に完了しており平成27年度はそれを除いた2つの事業となっております。

3 ページは「定住環境の整備推進」の単位施策評価表ですが、下の太枠で囲んだ部分が単位施策達成のための事務事業欄です。4 ページはその拡大したものです。建築指導事業費については達成度が100%、斎場再整備事業費は13%です。いのちプロジェクトの平成27年度の基本方針2の達成度は、この2つの事務事業の達成度の平均の57%とさせていただきました。達成度の算出方法については、ちからとたからの2つのプロジェクトも同様です。8 ページから11 ページが平成26年度、12 ページから15 ページが平成27年度のプロジェクトと基本方針ごとに事務事業の達成度をまとめたものです。各プロジェクトも事務事業の達成度の平均としています。達成度の根拠については、5 ページの建築指導事業費の事務事業評価表をご覧ください。平成27年度事業の達成度は太枠で囲んだ部分です。6 ページはそれを拡大したもので平成27年度のこの目標値と実施した結果の数値を示しています。目標値は右側の丸の部分、実施した結果の数値は左側の丸の部分です。上段が木造住宅耐震診断件数の累積件数で、平成27年度は107件が目標値としていますが、その左側が実施した結果の数値であり、112件となっています。下段の木造住宅の耐震改修件数も同様でいずれの指標も実施した結果の数値が目標値を上回っていますので、単位施策評価表の単位施

策達成のための事務事業の欄の建築事業費は100%の達成度となっています。7ページは斎場再整備事業費の事務事業評価表です。こちらは実施した結果の数値が目標値に達していないため、実施した結果の数値を目標値で割って達成度を算出しています。そのため単位施策評価表の斎場再整備事業費の達成度は13%となっています。

事務局： ただ今の説明に対してご質問があれば承りたいと思います。

委員： 建築指導事業費で耐震診断の目標値を107件と決めた根拠は何なんでしょう。目標値が107件で112件やったから100%。それ以上達成しているということですが、目標を少なく設定すれば、だいたい上回ります。意地悪な言い方ですが、目標値を少なくすればほとんど100%になるんじゃないかと思います。

事務局： 担当課に確認すべきことですが、今までの実績に対して伸び率というのがあります。新たに実績とした件数によって次の年の目標値を設定していると思います。ただ、7月に総合計画部会で評価作業を行っていただいた時にも、目標値が甘いのではないかと、逆に目標値が高すぎではないかとの意見がありました。今後は、そういったご意見も踏まえ、来年度目標値を設定する際の参考とさせていただきたいと思います。予算を確保する際に多く見積もっても予算上でちょっと厳しいというのがありますので、そのようなところからチェックをしています。

委員： 総合計画部会で、確か5年間は計画を変えられないと説明があったと思いますが、途中で目標値自体を変えられないということで納得したんですが。

事務局： 単位施策評価とか基本施策評価の目標値は変えられませんが、その下の事務事業評価の目標値は毎年更新できるようになっています。なので今回は100%になったとしても、来年度は100%になるとは限りません。

委員： 目標値を決める根拠が私の考えの中では想像が付きませんでした。普通仕事としてやるとしたら、何日稼働して1日何回やったかという数字を割り出すものと思いました。この49件と107件という数字が何を根拠にしたのか分かりませんでした。昨年度は100件だったので、今年は107件でとかいうことだと、そういうお仕事でいいのかなという感じがしました。私は民間人ですから公務というのとは感覚がちょっと違うのかなと感じます。

事務局： 活動指標とすると確かに明確になります。例えば「100回訪問します」、「毎日20件、新規開拓の訪問をします」などといった目標なら設定しやす

いですし、達成率も、「実は忙しくて20回のところを10回しかいけなかった」ということであれば達成率50%になると分かりやすいのですが、今回は結果指標として目標値を設定しております。例えば耐震診断にしても、市も補助金を出しますが、自分の家を耐震化するのに自己負担があるとできないと言われてしまう。活動の指標とすれば正確な数字が出ると思いますが、結果指標とすると設定自体が難しいのだと思います。今後実績を重ねていくことによって、この目標設定の精度が上がるものだと思います。常に達成率が100%というのは設定が甘いのではないかというのは職員間で培われていくと思ってしまして、皆さまからご指摘いただくことが非常に大切だと思います。

事務局： 次第にはありませんが1点ご案内いたします。栃木市総合計画について、策定から5年が経過しますので、来年度は後期基本計画を策定していきます。策定にあたって、栃木市では総合計画後期基本計画策定懇談会を設置し、市民の方から意見を聴取する場を設けます。その懇談会の委員は、議会議員や関係団体の代表者、公募委員など50名弱で考えています。この市民会議からも懇談会に3名の代表を募りたいと考えています。選出に関しては、平成29年度の第1回の全体会で希望者を募りたいと思いますが、希望者が多数の場合は抽選にしようと思います。興味のある方は平成29年度の第1回全体会の時に参加の希望を言っていただきたいと思います。他の団体については、こちらも4月で色々改編があると思いますが、3月中には団体の代表の方に通知しまして代表を選出する形で募っていきたいと考えています。

事務局： 以上を持ちまして第15回全体会を閉会いたします。委員の皆様1年間ありがとうございました。

5 閉会